

日本気象学会専門分科会規程

2016年12月26日制定

2017年7月31日改正

(公社)日本気象学会

講演企画委員会

(1) 専門分科会の趣旨

専門分科会は、気象学のある特定の専門分野の研究や、各々の研究分野の枠を超えた学際的研究テーマや最新の研究トピックスなどについて、会員同士が、研究交流を行うために開催する。また、通常セッションの枠にとらわれない企画、招待講演や総合討論などを実施することができる。

(2) 開催時期

春季大会、秋季大会いずれも可とする。

(3) 提案・運営者

専門分科会の提案及び運営は、世話人が行う。世話人は、一つの専門分科会につき二名以上とし、一名の代表者を定める。代表者は会員のみとする。ただし、若干名の非会員が世話人に入ることは可とする。

(4) 講演資格

講演者は会員とする。ただし、世話人が招待した場合、非会員による講演も認められるものとする。

(5) 専門分科会の申請と承認

講演企画委員会は、申し込み案内を天気及び気象学会ホームページに掲載する。専門分科会提案は、世話人が講演企画委員会に申請する。提案は、講演企画委員会で審査の後、理事会で報告され、承認を得るものとする。

(6) 予稿原稿書式と予稿審査

大会予稿原稿書式は大会告示の大会予稿原稿作成要領に準ずるものとする。また、予稿審査は(公社)日本気象学会大会発表規程にもとづき世話人が行うものとする。なお、世話人によって専門分科会に適さないと判断された場合は、一般発表に振り替える。

(7) プログラムと講演時間

世話人は、講演企画委員会と協議して、専門分科会のプログラム編成と講演時間の設定を行う。また、専門分科会の活性化のために、趣旨説明、招待講演や、総合討論などを設けることができる。